

岡田事務所通信

令和元年 **11** 月号 (第 171 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

年金逃れ事業所への対応を強化 厚労省が改革案提示

厚生労働省は、社会保障審議会の専門部会で、厚生年金の加入を逃れている事業所への立ち入り検査を強化する方針を示しました。現在は厚生年金保険法に基づき厚生年金が適用される事業所のみが検査の対象ですが、適用の可能性が高いにもかかわらず加入を逃れている事業所にも対象を広げます。

国税庁の調査によりますと、厚生年金の適用の可能性のある事業所は 2019 年 3 月末時点で約 36 万となっており、現在は電話や訪問など任意の指導で加入を促しています。立ち入り検査が認められれば、徴収の実効性がより高くなるとみられます。

部会では、日本で働く外国人が出国する際に受け取る「脱退一時金」について、算定の根拠となる期間の上限を現行の 3 年から 5 年に広げる案も示されました。日本で働く外国人が増え、「払い損」にならないよう制度を見直します。試案にはマイナンバー制度の普及を進めるなか、「年金手帳」を廃止する方針も盛り込みました。

有給休暇取得率 2018 年は 52・4% 厚労省

厚生労働省が発表した 2019 年の就労条件総合調査によりますと、2018 年の年次有給休暇の取得率は 52.4%で、前年から 1.3 ポイント上昇しました。取得した日数は平均 9.4 日で、大企業ほど取得率が高くなりました。政府は 20 年までに取得率 70%の目標を掲げていますが、依然として大きな開きがある状況です。

取得率は従業員数 1000 人以上で 58.6%と最も高く、30~99 人では 47.2%と最も低くなりました。「労働者側にも自分の仕事が大変になったり、職場に迷惑がかかったりするというためらいがあり、取得が進まない原因になっている」（厚労省）ということです。厚労省は目標達成を促すため、19 年 4 月から企業に対し、年 5 日以上の有給を従業員に取らせるよう義務付けています。

従業員が退社して翌日出社するまでに一定時間を空ける「勤務間インターバル制度」の導入状況についても調べましたが、導入している企業は全体の 3.7%にとどまり、導入を予定・検討している企業は 15.3%となりました。

在職老齢年金制度の見直し案を提示 厚労省

厚生労働省は、働く高齢者の年金を減らす「在職老齢年金制度の見直し案」を審議会に示しました。今は 65 歳以上なら年金と賃金を合わせた月収が 47 万円を超えると年金が減ります。これを月収 62 万円までは減らさない案を軸とします。働く高齢者を増やして社会保障の担い手を増やす狙いですが、高齢者に年金を払えば将来世代の受け取りは減るため、世代間のバランスが課題になります。

在職老齢年金は働いて収入がある高齢者について、厚生年金を減らす制度となっており、収入がある高齢者の年金給付を抑え、年金財政を安定させる狙いがありますが、制度の見直しを進めるのは、働く年金が減る仕組みが高齢者の就労を抑えている可能性があるためです。65 歳以上なら賃金と年金の合計が月 47 万円を超える人が対象となり、60~64 歳の場合は月 28 万円を超えると減額が始まります。



- 美瑛の丘 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【勤務間インターバル制度】

「勤務間インターバル制度」とは、時間外労働などを含む 1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間のインターバル（勤務間の間隔）を保障することにより従業員の休息時間を確保しようとする制度です。過重労働や過労死等の問題が顕在化する中、このような事案における勤務間の間隔の短さが問題視されたことが背景にあります。恒常的な長時間勤務や不規則な勤務体系の改善を目指す業界を中心に、ワーク・ライフ・バランス推進の具体策として注目を集めており、働き方改革の一環としてこの勤務間インターバル制度も整備が進められています。

事務所より

初雪の便りが届く時期となった十勝ですが、今冬の雪の量が気になる時期ですね。昨冬は記録的に雪の少ない冬となりましたが、今冬はどうなるでしょうか？交通機関が麻痺するような大雪は勘弁ですが、除雪業や農作物の生育という面からみると一定程度の降雪も必要のように感じます。寒さも厳しくなる十勝ですが、冬ならではのイベントも楽しみたいものですね。

人材広告業のマイナビが発表した「働き方改革法施行後の実態・意識調査」結果によりますと、勤務先が働き方改革で何らかの取り組みを行っている割合は 84.3%。最も多いのは「有給休暇取得の推進」(65.4%)、「副業・兼業の許可」は 8.5%となったということです。取り組みによって自身に起こった変化について、20・30 代男性と 40 代女性では「仕事の負担が増えた」割合が、50 代男性では「プライベートが充実した」割合がそれぞれ多く、反応が二極化する結果となりました。この二極化は非常に注目すべき点で働き方改革を会社が推し進めた結果が逆効果になっているケースもあるということです。会社として改革を進める中でその効果は出ているのかということをしっかり調査する事が今後必要になるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

昨年死亡労働災害が道内ワーストワンとなった十勝ですが、今年も死亡労災をはじめ労災事故が多発しています。特に十勝ではこの時期、農作物の収穫、建設工事の竣工が集中することから例年労災事故、交通事故が多くなる傾向にあります。年末に向けさらに忙しさを増す事業所様も多いかと思えますが、朝礼やミーティング等で業務中における注意を促すとともに安全器具や装備の取り扱いを含め安全確認を徹底し、労災事故を起こさないという職場意識を高めることが重要かと思えます。

